

東根市地域づくり事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民同士が互いの信頼と絆をもとに、協働して地域の様々な課題に取り組む力を高め、魅力ある住みよい地域づくりを進めるため、住民自らが学び、企画立案する事業に対し、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地域活性化支援事業

- ア 住民自らが企画し、主体的に行う活動で、地域の資源を活用し、若しくは能力を引き出し地域の魅力を高めるもの、地域の定住環境を高め住みよい地域をつくるもの又は住民相互の信頼と絆を強くするために地域コミュニティの活性化に取り組むもの（學習活動を含む。）。ただし、施設整備を除く。これを「一般枠」とする。
- イ アに該当する事業のなかでも、本市の行政課題に合致する分野における積極的な取組みについては、「特別枠」とする。ただし、施設整備を除く。その年度における「特別枠」の対象とする行政課題の設定は市長が別に定める。

- ウ 本市の行政課題と合致する分野において、市民と行政とのパートナーシップの観点から、一定の役割を担うことができる特定非営利活動法人の設立

(2) 地域創造パートナーシップ事業

前号ア又はイの事業に合致する活動及び当該活動と一体的に実施する目的達成のために必要性が認められる施設整備。ただし、公民館等の集会施設整備を除く。

(3) 安全・安心地域づくり事業

住民の自主的な防災対策に資する活動に必要な次に掲げる資機材の購入

- ア 消火関係資機材
- イ 救出救護関係資機材
- ウ 給食給水関係資機材
- エ 情報収集・伝達関係資機材
- オ その他市長が特に必要と認める資機材

2 前項に定める事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) この要綱による補助対象経費に対し、他の制度の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない事業であること。
- (2) 営利、宗教又は政治活動を目的にする事業でないこと。
- (3) 祭り、運動会、文化祭等、市内各所で一般的に行われている事業でないこと。ただし、前項第2号及び第3号に該当する事業は除く。
- (4) 公民館等の集会施設の機能向上又は維持修繕に関する事業でないこと。
- (5) 事業全体を他に委託する事業でないこと。

(補助対象期間等)

第3条 補助金の交付対象となる事業の期間は、第11条の交付決定を行った日から当該交付決定日の属する年度の末日までとする。

2 補助金の交付は、事業主体につき1回限りとする。ただし、第2条第1項第1号ア、イ及び同項第2号の事業については、この限りでない。

(補助対象事業主体)

第4条 補助金の交付の対象となる事業主体（以下「補助対象事業主体」という。）は、魅力ある住みよい地域づくりに貢献が期待できる団体とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 東根市内に在住、在勤又は在学（高校生以上）する者で組織された団体であること（第2条第1項第1号ウ及び同項第3号の事業を除く。）。
- (2) 第2条第1項第1号ウに該当する補助対象事業主体は、第10条に規定する補助金交付申請を行う年度内に認証を受ける見込みの団体で、東根市内に主たる事務所を置き、かつ、役員及び社員の2分の1以上が東根市に住所を有する者で構成されている団体であること。
- (3) 第2条第1項第3号に該当する補助対象事業主体は、市内の自主防災組織に限る。
- (4) 宗教的又は政治的な目的をもつ団体でないこと。
- (5) 東根市の事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱（平成24年告示第70号）第4条に規定する排除対象者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、事業費から次条に定める補助対象外経費を減じた額に、次の表の補助率を乗じた額と補助限度額のいずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数が

ある場合は、これを切り捨てるものとする。

第2条第1項各号に定める事業	補助率	補助限度額
地域活性化支援事業のうちアに掲げる事業	4/5以内	500千円
地域活性化支援事業のうちイに掲げる事業	10/10以内	500千円
地域活性化支援事業のうちウに掲げる事業	10/10以内	200千円
地域創造パートナーシップ事業	4/5以内	3,000千円
安全・安心地域づくり事業	4/5以内	200千円

(補助対象外経費)

第6条 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 事業主体の直接的な運営にかかる人件費
- (2) 事業主体の経常的な運営費
- (3) その他市長が不適当と認めたもの

(補助対象事業の提案公募及び事業提案書の提出)

第7条 市長は、補助対象事業の提案を公募するものとする。

2 この要綱による補助を受けようとする事業主体は、事業着手前に、次に掲げる期日までに、地域づくり事業提案書（様式第1号。以下「提案書」という。）に関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。ただし、第2条第1項第3号の事業を除く。

- (1) 受けようとする補助金の額が100千円以下の事業及び第2条第1項第1号ウの事業については、4月から1月まで
- (2) 前号以外の事業については、6月末日又は10月末日まで

(事業選考委員会)

第8条 市長は、前条第2項第2号の提案書を審査するため、ともに築く地域未来創造事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(補助採択適否の通知)

第9条 市長は、第7条第2項の提案書を審査し、また、同項第2号に該当するものは選考委員会に付議し、その選考結果を踏まえ、事業採択の適否を決定するとともに、その結果を地域づくり事業採択結果通知書（様式第2号）により、提案のあった事業主体へ通知するものとする。

(補助金交付申請)

第10条 前条により事業採択結果の通知を受けた事業主体及び第2条第1項第3号の事業主体が補助金の交付申請をする場合には、地域づくり事業費補助金交付申請書（様式第

3号)に関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

2 この要綱において、規則第2条第2項に定める補助金交付申請書の提出期限は、第2条第1項第3号の事業については事業を実施する年度の1月末までとし、当該事業以外の事業については市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、地域づくり事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(申請事項の変更)

第12条 この要綱において、規則第4条第1項に定める変更とは、次の各号に掲げる変更とし、軽微な変更を除く。

- (1) 補助金交付決定額の10パーセント以上の減額を伴う変更
- (2) 補助対象事業費の30パーセント以上の増減を伴う変更
- (3) その他事業内容の重要な変更

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた事業主体は、補助対象事業が完了したときは、地域づくり事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、速やかに市長へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条により、事業完了の報告を受けたときは、事業の実態を調査確認し、適正と認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、地域づくり事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該事業主体へ通知しなければならない。

(概算払)

第15条 市長は、補助金の概算払いをすることができる。ただし、交付決定額が500千円を超えるものに限る。

- 2 前項の概算払いの額は、交付決定額に10分の7を乗じた額を上限とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、東根市地域づくり事業費補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(まちづくりパートナー講座)

第16条 この要綱に基づき事業を実施した事業主体は、事業を通して得られた知識や技能

を多くの市民に伝えるため、まちづくりパートナー講座実施要綱（平成13年告示第20-1号）に基づく講師派遣に協力するものとする。

（委任）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年2月12日告示第5号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の地域づくり事業費補助金交付要綱第9条の規定により採択が決定された事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の地域づくり事業費補助金交付要綱第9条の規定により採択が決定された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日告示第55号）

（施行期日）

この告示は、公示の日から施行する。